

# 中村事務所会報

## ◆業務内容◆

- 労務管理・経営管理相談
- 労働法令・社会保険諸法令相談
- 労働保険関係事務(労災・雇保)
- 社会保険関係相談(健保・厚年)
- コンピューターによる人事管理(賃金計算等)

発行所 社会保険労務士法人 厚生労働省 公認

労務管理 経営管理 **中村事務所**

(仮事務所) 〒550-0014

大阪市西区北堀江1丁目22番25号

プレジール北堀江2階

TEL (06) 6531-5411 (代)

発行人 社会保険労務士 中村昭彦

## 全国労働衛生週間 平成29年度 10月1日~7日

スローガン

## 働き方改革で見直そう みんなが輝く健康職場

昭和二五年に初めて実施されて以来、今年で六八回目を迎える全国労働衛生週間は、一〇月一日から七日までの一週間にわたって行われます。

現在の労働者の健康を巡る問題を見ると、労働人口の三人に一人が病気の治療をしながら仕事を続け、その両立が大きな課題となっているほか、職場におけるメンタルヘルス不調や過重労働、化学物質を原因とする健康障害なども重要な課題となっています。

このような状況を踏まえて、今年三月に決定された「働き方改革実行計画」に基づく治療と仕事の両立支援の推進や、改正労働安全衛生法に基づくラベル表示や安全データシートの公布といった化学物質による健康障害防止対策の徹底、また、ストレスチック制度を含むメンタルヘルス対策や過重労働対策の推進等を実施することとしています。

このような背景から、右記スローガンの下に全国労働衛生週間を開催し、事業場における労働衛生意識の高揚とともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとされています。

平成29年

# 10月号 2017

## 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト 「こころの耳」

厚生労働省では、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を開設し、職場におけるメンタルヘルス対策の促進を図っています。

### ■「こころの耳」の主なコンテンツ

1. 事業者に対し、メンタルヘルス対策の基礎知識、各種支援・助成制度などの紹介
2. 産業医等の産業保健スタッフに対し、事業場の取組み事例や研修会などの紹介
3. 職場の人間関係などに悩む方やそのご家族に対し、専門の相談機関や医療機関などの紹介

アクセスはこちら → <https://kokoro.mhlw.go.jp/>

平成29年度の地域別最低賃金が出揃う

## 全都道府県で22～26円の引上げ

平成二九年度の地域別最低賃金が下表のとおり改定されました。

各都道府県において、時間額が二二円から二六円の間に引き上げられ、全国加重平均額は昨年度より二五円高い八四八円となっています。

改定された時間額は、九月三〇日から一〇月中旬までに順次発効されます。

### 労働政策審議会に諮問

#### 労基法改正案を修正、臨時国会提出へ

厚生労働省は九月八日、労働政策審議会（厚生労働大臣の諮問機関）に改正労働基準法等の要綱を諮問しました。

労働基準法の労働時間規制を外す「高度プロフェッショナル制度」や裁量労働制を適用する業務の拡大について、それまでの審議会では、「労働組合側の委員から『健康確保のための措置が不十分で、長時間労働を助長しかねない』などと反対意見が相次いでいました。

このため同省は、健康確保措置を強化

#### 初めて「80時間超え」で社名を公表

##### 愛知労働局が運送会社の長時間労働を是正指導

することで改正案を修正。別に議論されていった時間外労働の新たな上限規制を盛り込んだ内容で一本化して、臨時国会に提出する方向でさらに議論を進めるとしています。

社名の公表は、今年一月に公表基準が從来の一〇〇時間超から八〇時間超に見直されてから、初めてとなります。

運送業界では慢性的な人手不足から運業や過労による重大事故など、長時間労働の実態が次々と明らかになっています。このため、厚生労働省は行政指導の段階における社名表によって、今後も長時間労働の抑制強化を図るとしています。

### 平成29年度地域別最低賃金の改定状況

(単位:円)

都道府県	時間額	引上額	発効日	都道府県	時間額	引上額	発効日
北海道	810	24	10/1	滋賀	813	25	10/5
青森	738	22	10/6	京都	856	25	10/1
岩手	738	22	10/1	大阪	909	26	9/30
宮城	772	24	10/1	兵庫	844	25	10/1
秋田	738	22	10/1	奈良	786	24	10/1
山形	739	22	10/6	和歌山	777	24	10/1
福島	748	22	10/1	鳥取	738	23	10/6
茨城	796	25	10/1	島根	740	22	10/1
栃木	800	25	10/1	岡山	781	24	10/1
群馬	783	24	10/7	広島	818	25	10/1
埼玉	871	26	10/1	山口	777	24	10/1
千葉	868	26	10/1	徳島	740	24	10/5
東京	958	26	10/1	香川	766	24	10/1
神奈川	956	26	10/1	愛媛	739	22	10/1
新潟	778	25	10/1	高知	737	22	10/13
富山	795	25	10/1	福岡	789	24	10/1
石川	781	24	10/1	佐賀	737	22	10/6
福井	778	24	10/1	長崎	737	22	10/6
山梨	784	25	10/14	熊本	737	22	10/1
長野	795	25	10/1	大分	737	22	10/1
岐阜	800	24	10/1	宮崎	737	23	10/6
静岡	832	25	10/4	鹿児島	737	22	10/1
愛知	871	26	10/1	沖縄	737	23	10/1
三重	820	25	10/1				

\*山梨と高知のみ発効日は予定

# — 労 働 環 境 —

魅力ある職場作り

## 仕事と家庭を両立できる職場作り

わが国では少子化が進行し、  
近い将来、労働力不足の問題  
に直面する可能性があります。  
企業や社会の活力を維持する  
ためには、仕事と生活の調和  
を実現することが必要不可欠  
です。

こうしたなか、政府は仕事  
と家庭を両立するための様々な  
支援策を打ち出し、育児休業  
取得率は女性で八割を超えるなど、  
育児休業は着実な定着が図られつつあります。

その一方、第一子出産前後に  
約五割の女性が出産・育児  
を理由として退職している現  
状があります。妊娠・出産、  
そして、仕事と子育てを両立  
していくことは、依然として、  
かなりの困難が伴つていい  
ことがわかります。

事業主が整備すべき措置や  
制度、制度対象者の心構えを  
確認しておきましょう。

わが国では少子化が進行し、  
近い将来、労働力不足の問題  
に直面する可能性があります。

### 法で定められている 両立支援の措置・制度

（妊娠～産前産後期間）

①産前産後休業（産前六週間  
(多胎妊娠一四週間)、産後  
八週間）

②危険有害業務への就労制限

③健診を受けるための時間確保

④妊娠の軽易業務への作業転換

⑤時間外労働、休日労働、深  
夜業の制限

⑥変形労働時間制の制限

（育児休業期間）

①育児休業（原則子が一歳、  
最長子が二歳）

②パパ・ママ育休プラス

（職場復帰後）

①育児時間（生後一年未満の間）  
(時間の間)

③所定外労働の制限（三歳未  
満の間）

④時間外労働の制限（小学校

（妊娠～職場復帰後）  
①妊娠・出産・育児休業等に  
関する不利益取り扱いの禁  
止、ハラスメント防止措置

（就学前まで）  
⑤深夜業の制限（小学校就学  
前まで）

⑥子の看護休暇制度（小学校  
就学前の子が対象）

（就学前まで）  
②休業中に資格取得やスキル  
アップに挑戦  
③上司や同僚と定期的に連絡  
をとる。  
④職場復帰後の家事分担等を  
家族で話し合う。

一〇月から、育児休業が最長  
で子が二歳に達するまで延長  
が可能になりますが、中小企  
業にとって、長期にわたる休  
業は補充要員、復職後の人員  
計画が大きな問題になります。  
また、産休・育児休業中の  
労働者にとっても、長期にわ  
たる休業は、職場復帰への不  
安を募らせる原因になるかも  
しれません。

そのため、事業主は制度を  
周知し制度対象者以外の労働  
者にも理解を得ることが重要  
であり、対象労働者は、謙虚  
な気持ちと感謝の心をもつて  
休業期間を有意義に過ごすこ  
とが、仕事と家庭を両立でき  
る職場作りへの近道になるの  
ではないでしょうか。

得る。

### 産休・育児休業取得者 の心構え

①休業前に仕事マニュアルの  
作成や、周囲の人とコミュニケーションをとり理解を

確認しておきましょう。





「満足」とする人の割合が3・8ポイント上昇し、「不満」が3・5ポイント低下している。

#### 〔所得・収入に対する満足度〕

所得・収入について、「満足」とする人の割合は51・3%（「満足」7・9%+「まあ満足」43・4%）、「不満」は46・9%（「やや不満」34・1%+「不満」12・8%）となっている。（下図参照）

昨年の調査結果と比較してみると、「満足」とする人の割合が3・2ポイント上昇し、「不満」が2・7ポイント低下している。

職業別にみると、「満足」とする人の割合は管理・専門技術・事務職で、「不満」は販売・サービス・保安職、生産・輸送・建設・労務職で、それぞれ高くなっている。

#### 〔日常生活での悩みや不安〕

日頃の生活の中で、「悩みや不安を感じている」と答えた人の割合は63・1%、「悩みや不安を感じていない」は36・4%となっている。

悩みや不安の内容（複数回答）として

#### 〔生活の程度〕

生活の程度は、世間一般からみてどう

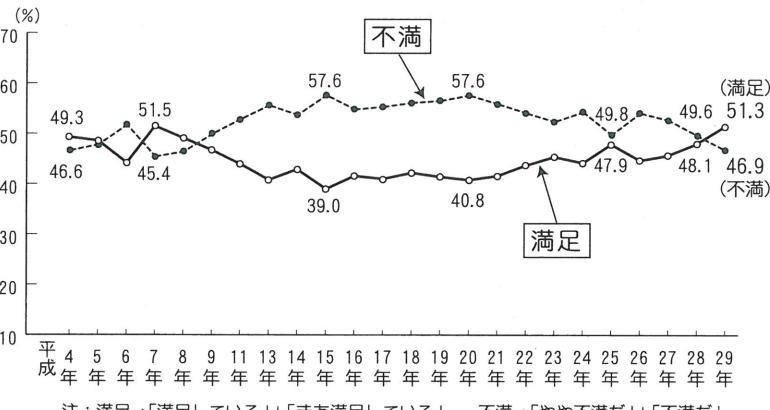
現在の生活について

現在の生活に対する満足度

現在の満足度は、世間一般からみてどう

昨年の調査結果と比較してみると、は、「老後の生活設計」を挙げた人の割合となっている。

#### 〔参考〕現在の生活の所得・収入面での満足度（時系列）



## 参考資料

か聞いたところ、「上」と答えた人の割合は1・1%、「中の上」は14・2%、「の中」は56・5%、「中の下」は21・7%、「下」は5・0%となっている。

### 今後の生活について

#### 《今後の生活の見通し》

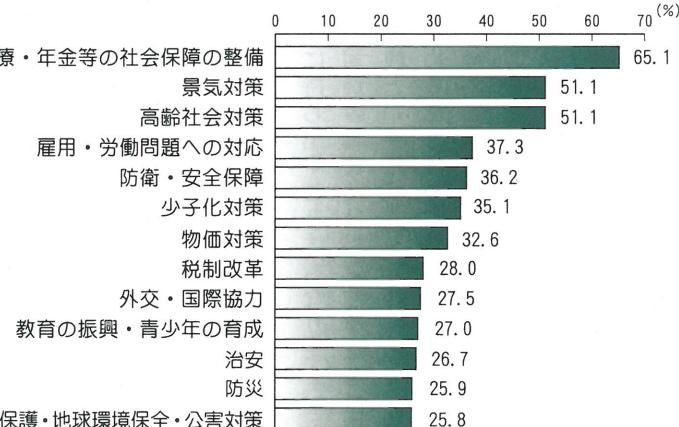
生活は、これから先、どうなっていくと思うか聞いたところ、「良くなつていく」と答えた人の割合は9・4%、「同じようなもの」は65・2%、「悪くなつていく」は23・1%となっている。

#### 《今後の生活の力点》

今後の生活において、特にどのような面に力を入れたいか聞いたところ（複数回答）、「レジャー・余暇生活」を挙げた人の割合が35・0%と最も高く、以下、「資産・貯蓄」（30・3%）、「食生活」（29・6%）、「所得・収入」（29・2%）などの順となっている。

### 政府に対する要望

#### 政府に対する要望（複数回答）



《働く目的は何か》  
働く目的は何か聞いたところ、「お金を得るために」と答えた人の割合は53・4%、

### 生き方、考え方について

今後、政府はどのようなことに力を入れるべきだと思うか聞いたところ（複数回答）、「医療・年金等の社会保障の整備」を挙げた人の割合が65・1%と最も高く、以下、「景気対策」（51・1%）、「高齢社会対策」（51・1%）、「雇用・労働問題への対応」（37・3%）、「防衛・安全保障」（36・2%）などの順となっている。（下図参照）



昨年の調査結果と比較してみると、「景気対策」を挙げた人の割合が5・1ポイント低下し、「防衛・安全保障」が4・3ポイント上昇している。

## トラブル回避の対応術

## 定時退社を実施した場合の「持ち帰り」は残業になる?

当社では、長時間労働抑制のため、今後一ヶ月につき数日を指定して、残業は一切させず、全社員を定期退社させることを表明しました。これについて、一部の社員から、顧客対応でやむを得ず仕事を自宅に持ち帰つて行なった場合は残業を認めるのかなどの質問が出ています。当社としては例外を設けないで実施したいので、この場合にも残業の扱いにはしない方針ですが、問題はないでしょうか?

## 労働時間の意義

労働基準法では、一日や一週の労働時間の上限を定め、これを超える場合は時間外労働の割増賃金の支払いが必要であるとしています。

ここでいう労働時間は、休憩時間を除いた実労働時間のことですが、労働時間そのものの意義は同法では定めがなく、

判例などの解釈として、労働時間とは使用者の指揮命令の下にある時間だとされています。

さらに、労働時間

は、就業規則、労働協約または個別の労働契約などの定めの如何により決定されるべきものではなく、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより、客観的に定まるものであるとされています。

したがつて、残業については、上司の直接的な命令だけでなく、具体的に指示された仕事が、所定の労働時間内ではできない程度の量である場合や、その日の業務の性質上、残業せざるを得ないような状況である場合は、使用者の「暗黙の指示」がされていた残業のこととなります。

つまり、就業規則などの規定や特別の社内ルールで、上司の承認がなければ残業を認めないと決めていたとしても、個別かつ具体的に残業を中止させるような明確な指示命令がなければ、残業をさせていたことになってしまいます。そのためには、やはり終業時刻を過ぎたら強制的に退社させる以外に方法はないといえるでしょう。

## 「持ち帰り」は残業になるか

会社側が、ある一定時刻に強制退社せるとなると、労働者はその日に処理すべき仕事ができなくなつた場合、やむを得ず帰宅後の労働、いわゆる「持ち帰り残業」をすることがあるかもしれません。

これについても労働時間にあたる使用者の指揮命令下にあるといえるのかどうか、判断が分かれるところではあります。上司から自宅に持ち帰つても仕事を終わらせるような指示、または直接ではなくとも、ノルマを課すような暗黙の指示がある状況であれば、自宅でも指揮命令下にある労働時間とみなされる可能性は高くなります。

しかし、仕事を自宅に持ち帰ることは、重要な書類や秘密にしておくべきデータを社外に持ち出すことにもなります。それを上司が容認または黙認することは情報の漏洩といったリスクを伴うので、それを認めるることは通常ではありえないことだと考えられます。

長時間労働抑制のため強制的に退社させる措置を実施するには、こうした仕事の持ち帰りを厳格に禁止することも重要であるでしょう。



## 被扶養者の収入増加で 健康保険からいつ外れる？

### 「被扶養者」の定義

健康保険の被扶養者とは、主として被保険者の収入により生計を維持している人をい、被保険者の直系尊属、配偶者（異動）届により被扶養者となる人の職業、年収見込み額、同居か別居などの事項も届け出ることが必要です。また、被扶養者ではなくなったとき（削除）には、その理由なども届け出ることになります。

### 「配偶者控除」の改正の影響

生計を維持しているとは、被保険者の収入により生活ができるということで、その基準としては、年間収入が一三〇万円未満（六〇歳以上または障害者は一八〇万円未満）であることが必要です。さらに、別居世帯の場合は、被保険からの仕送り額より収入が少ないことも必要となります。被扶養者になるためには、

所得税法の改正によって、平成三〇年分の所得から配偶者控除額が引き上げられることになりました。これにより、給与所得だけの配偶者の場合、従来は年収が「一〇三万円」まで配偶者控除が適用されていたのが、原則として「一五〇万円」までに拡大されることになります。

### 被扶養者を外れるのは いつか

その場合、いつ被扶養者でなくなつたことになるのか確認しておくことが必要となりました。税法上の配偶者控除対象者は一月から一二月までの一年間の所得額をみますが、健康保険の被扶養者の認定は、今後一年間の収入額の見込みで判断されます。したがって、パートやアルバイトの

こうしたことから、健康保険の被扶養者でパートで働く収入がある配偶者にとっては、過去税法改正のメリットを受けるため、働く時間を増やして自分の収入を増やそうとするとも考えられます。

しかし健康保険上は被扶養者（被扶養者）の認定を受けなければなりませんので、「被扶養者（異動）届」により被扶養者となる人の職業、年収見込み額、同居か別居などの事項も届け出が必要です。また、被扶養者ではなくなったとき（削除）には、その理由なども届け出ることになります。

また、雇用契約の変更などによって勤務日数や時間数が増加して年収見込みが一三〇万円以上となる場合は、新しい雇用契約の開始日が「被扶養者でなくなつた日」になります。契約変更により新しく健康保険や厚生年金の被扶養者となる場合は、その資格を取得した日と一致させることになります。

給与収入のみであれば、過去一年間の給与の合計が一三〇万円以上となつた時点で被扶養者でなくなるのではなく、これから一年間で一三〇万円以上見込まれるようになつた時点で被扶養者でなくなることになります。また、ここでの給与収入は、非課税の通勤交通費も含む金額をいいます。

具体的には、あくまでも目標ですが、一ヶ月の収入額が一〇万八、三三四円（一三〇万円÷一二カ月）を常に超えるくらいであれば、それがはつきりした時点で被扶養者異動届（削除）の提出手続きが必要となるでしょう。

平成28年労働安全衛生調査

# 「仕事でストレスを感じる」が約6割

体制の整備」が35・5%（同44・4%）となつた。

また、メンタルヘルス対策の取組内容として最も多かつた「ストレスチェック」について

厚生労働省が九月七日に発表した平成二八年の「労働安全衛生調査」（昨年

一〇月三一日現在、常用労働者一〇人以上の約一万四千事業所と、約一万八千人の労働者が対象）によると、メンタルヘルス対策に取り組む事業所の割合は56・6%で、平成二七年の前回調査を3・1ポイント下回った一方、仕事で強いストレスを抱える労働者の割合は59・5%と同3・8ポイント増加しました。

## メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所は56・6%（二七年調査59・7%）で、取組内容（複数回答）をみると、「仕事の質・量」が53・8%（同57・5%）と最も多く、次いで「仕事の失敗、責任の発生等」が38・5%（同33・2%）、「対人関係（セクハラ・パワハラを含む）」が30・5%（同36・4%）となつた。

62・3%（同22・4%）と最も多く、次いで「労働者の教育研修・情報提供」が38・2%（同42・0%）、「事業所内での相談

て、その実施時期（複数回答）をみると、「定期健康診断の機会」が26・1%、「定期健診以外の機会」が74・1%となつた。

ストレスチェックの種類は、「労働安全衛生法（二七年一二月施行）に基づくストレスチェック」が79・3%、「事業所独自のストレスチェック」が6・4%となつた。

## 仕事や職業生活に関するストレス

現在の仕事や職業生活に関する」とことで、強いストレスを感じる労働者は59・5%（二七年調査55・7%）で、その内容（複数回答）をみると、「仕事の質・量」が53・8%（同57・5%）と最も多く、次いで「仕事の失敗、責任の発生等」が38・5%（同33・2%）、「対人関係（セクハラ・パワハラを含む）」が30・5%（同36・4%）となつた。

## 受動喫煙防止対策

受動喫煙防止対策に取り組んでいる事

業所は85・8%（二七年調査87・6%）で、取組内容としては、「事業所の建物内全体（会議室、食堂、休憩室等含む）を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能」が39・3%（同38・1%）と最も多く、次いで「事業所の内部に空間的に隔離された喫煙場所（喫煙室）を設け、それ以外は禁煙」が22・9%（同25・9%）となつた。

職場で喫煙する労働者は25・3%（二七年調査25・1%）。職場で「受動喫煙」があるとする労働者は、「ほとんど毎日」の13・4%、「ときどき」の21・3%を合わせて34・7%（同32・8%）となつた。

## 職場における受動喫煙の状況

屋外作業がある事業所のうち、熱中症予防対策に取り組んでいる事業所は81・0%（二五年調査77・0%）で、取組内容（複数回答）をみると、「熱中症予防のための教育の実施」が60・0%（同54・4%）と最も多く、次いで「涼しい休憩場所を確保し、おしゃべり、飲料水等を備え付け」が49・9%（同49・0%）となつた。

